

令和元年度第11回御船町議会定例会（3月会議）議事日程（第4号）

令和2年3月17日

午前10時00分開会

1 議事日程

- 第 1 議案第70号 御船町附属機関設置条例の制定について
- 第 2 議案第71号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第72号 御船町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 第 4 議案第73号 御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第74号 御船町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第75号 御船町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 第 7 議案第76号 御船町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第77号 御船町単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第78号 令和元年度御船町一般会計補正予算（第8号）について
- 第10 議案第79号 令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第11 議案第80号 令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第12 議案第81号 令和元年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第13 議案第82号 令和元年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第14 議案第83号 令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 第15 議案第84号 令和元年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第3号）について

第16 議案第85号 令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第4号）について

2 出席議員は次のとおりである（14人）

1番 中城 峯雄 君	2番 井藤 はづき 君
3番 宮川 一幸 君	4番 福本 悟 君
5番 田上 英司 君	6番 増田 安至 君
7番 森田 優二 君	8番 岩永 宏介 君
9番 福永 啓 君	10番 田上 忍 君
11番 藤川 博和 君	12番 清水 聖 君
13番 井本 昭光 君	14番 池田 浩二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本田 隆裕 君

4 説明のため出席した者の職氏名（19人）

町 長	藤木 正幸 君	副 町 長	野中 眞治 君
教 育 長	本田 恵典 君	総 務 課 長	藤野 浩之 君
企画財政課長	坂本 幸喜 君	税 務 課 長	畑野 英樹 君
町民保険課長	宮崎 尚文 君	福祉 課 長	西橋 静香 君
こども未来課長	田中 智徳 君	復興 課 長	島田 誠也 君
健康づくり支援課長	本田 太志 君	農業振興課長	井上 辰弥 君
商工観光課長	作田 豊明 君	建設 課 長	野口 壮一 君
環境保全課長	緒方 良成 君	会計 管理者	上村 清美 君
学校教育課長	西本 和美 君	社会教育課長	沖 勝久 君
監 査 委 員	吉川 勲 君		

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） 本日の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 1 議案第70号 御船町附属機関設置条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第 1、議案第70号、「御船町附属機関設置条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第70号、「御船町附属機関設置条例の制定について」を採決します。  
お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 2 議案第71号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第 2、議案第71号、「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第71号、「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第72号 御船町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する等の条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第3、議案第72号、「御船町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する等の条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○10番（田上 忍君） 今回、嘱託委員会の名称が変更ということですが、この嘱託委員会の名称を変更されたという報告というか、その周知はなされているのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） これは、地方公務員法、地方自治法の改正に伴って、特別職の公務員の規定が変わるということで、今回、条例改正をしております。以前にもこの条例改正を議会にも提案しておりますし、区長会、嘱託委員会にも、去年の今ぐらいからずっと説明をしております、制度が変わることは周知をしております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第72号、「御船町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する等の条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第73号 御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

### 条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第4、議案第73号、「御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第73号、「御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第74号 御船町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第5、議案第74号「御船町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） 説明の中で、基金額の件数が増えたために条例を改正するという説明がありましたけれども、基金残高は現在幾らでしょうか。

また、件数が増えたということですが、納税の件数が増えたのか、事業の件数が増えたのか教えてください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、基金の残高ですけれど、令和元年度末、まだ見込みなんですけれど約4億3,870万円が基金の残高で見込んでおります。それと、今年度の寄附件数です。この寄附件数が増えたということで、本年度、約2万5,000件のふるさと納税の寄附がっております。

○1番（中城峯雄君） 2万5,000件ですね、総額6億7,000万円見込んでおられますよね。今度、条例の変更で、第3条の事業の区分が削除されておりますよね。令和2年度予算書では、ふるさと応援基金からの繰入金、別表でこの前いただきましたけれども、63事業、2億8,100万円財源に充当されていますね。事業の区分を削除されましたが、この充当する事業について、誰がどのような形で。今までいろんな事業をこれにあてますという規定があったじゃないですか。どういう形で、事業の割り当てをされるのかお尋ねします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

必要な事業の判断につきましては、今、7つの使途、使い方を明記しております。それを今回、その使い道を4つの使い道に変更する。なおかつその使途については、まず1つ目が子育て支援と教育に関する事業、2つ目が安全で快適な環境づくりに関する事業、そして3つ目が地域振興に関する事業、4つ目がその他、目的達成のために町長が必要と認める事業。そして、規則に定めることにしております。現在、ふるさと納税の申し込み、これはネット上からの寄附がほとんどであります。ネット上で申し込みをする際、寄附金の使い道を、先ほどのこの4つの使途から選べるように変更したいと考えています。寄附者は、使い道を選んで幾ら寄附するという形をとっています。ただ、今までの7つから4つに変えたというだけで、少しコンパクトにしたと。そのほうが寄附者も使い勝手がいいということで、なおかつ、町もいろんな事業に充てられますので、そういう形に変更するという今回の条例変更です。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第74号、「御船町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第75号 御船町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第6、議案第75号、「御船町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（井藤はづき君） これは小坂地区に関する条例ということで、新設ということですが、最後の附則のところに、この条例は公布の日から施行し、令和元年12月13日から適用するとありますけれども、さかのぼって適用ということでよろしいでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今、議員がおっしゃられましたように、一応、遡及適用させるということで、12月13日というのが、今回の説明資料の20ページを開いていただいてよろしいでしょうか。

今回、御船インターの東側、11ヘクタールを準工業地域ということで指定をしております。と同時に、この20ページにあります、御船都市計画地区計画の決定も一緒に、都市計画法上の決定をしております。この日付が12月13日に決定を行っているということで、条例もこの12月13日に遡及適用をさせるということになっております。

○1番（中城峯雄君） 井藤議員の関連ですけれども、建築物の制限に関する条例ということですね。今後どのような建築物を制限するのか、どのような建築物を懸念して、この条例を制定されるのか、お尋ねいたします。

○建設課長（野口壮一君） 今回の条例は、先ほども申しましたように、御船インター東側の11ヘクタールの準工業地域ということで用途を指定しました。この準工業地域というのは、何でも事業所が建築できるというものになっております。

やはり、御船町の入口でもありますので、いろんなものが建てられていく中で、イメージあたりがダウンにつながらないように、ある程度の制限をしておくということになります。先ほど言いましたように、都市計画法上の地区決定では、いわゆる進出する、計画をする事業者には是正勧告しかできないということになります。熊本県の都市計画課、それから景観建築課の指導をいただきながら、やはり法的拘束力を持つ条例で制限をしていき

なさいという指導をいただきました。

その中でも、先ほど見てもらいました説明資料の20ページ、21ページ、用途の制限ということで書いてあります。こういう建物は、あそこの11ヘクタールの中には建てたら駄目ですということで規定をしております。条例でも、同じような規定をしております。

そういう計画をされたときには、うちから条例上、命令、是正命令の規定をしております。それに従わない場合には進出事業者の公表、それから行政罰であります過料を規定するというものになっております。

今回、ある程度の進出事業者は決まっているんですけども、もし今、進出事業者が撤退した後、あらゆる事業者さんがまた進出してくる可能性もありますので、その辺まで含めたところで、今回、小坂地区の地区計画について、条例で法的拘束力をもっておくと。今後のためにもということも含まれております。

○9番（福永 啓君） 何点か確認いたします。今おっしゃったように、この地区計画によってある程度決定されたので、遡及適用が可能だということで、遡及適用されたんだと理解いたしました。

それで今後、都市計画区域の地域ですが、今現在は、次に掲げる建築物を建築してはならないといって、結構幅広く、場所、進出域は決まっていますからね。今現在は幅広く、これも駄目、あれも駄目としてございます。

ただ、今後、町の情勢です、将来的な変化によっては、これはここに必要じゃないかという事業所もこの中には含まれてくるのではないかなと思います。そのような場合は、この地区計画と条例、両方変更しなければいけないのか。それとも町長が特別に認めるものみたいな区分がないみたいなので、どのようにすれば。

例えば、ここに国立演芸場を建てようとなった場合、「演芸場、駄目なんじゃないの」みたいな話になりかねない。何か博物館みたいなのを建てて、「これ、これにかかるんじゃないの」みたいな。たとえ御船町にいい効果があるものであっても、実はこれ駄目なんじゃなのみたいになるかもしれないわけです。どのような手続をもって変更ができるのか、お願いします。

○建設課長（野口壮一君） 先ほども言いましたように、御船インターから御船町の玄関口ということで、あまりいろいろなものの建築を許すわけにいかないんですけど、今回の条例の中で第5条、特例による許可というのを1条設けております。町のスタンスとしては、



やはり今回決めました地区計画の用途制限に従ったところで基本的には進めていきたいという考えであります。

○9番（福永 啓君） いやいや、そういうことではなくて、私は、これは今制限するということはいいことだと思っているんですよ。もう決まっているから。

将来的に、10年後、20年後は何が起こるかわかりません。コストコでも、あと1カ所ありますよね、場所でも。そこが撤退するとか、そういうことがあるかもしれません。そうした際に、ここには今のところは許可は、これは制限に入っているけれど、これは町として十分誘致する必要があるねみたいなのが出てきた場合は、この計画及び条例を変更しなければいけないのか、条例のみでいいのか、計画のみでいいのか。計画のみでいいような気もするんですよ。それをどのような手続で、そのような場合は変更されることができるのか、お願いいたします。

○建設課長（野口壮一君） 条例はさっき言いましたように、第5条あたりで対応できるかなと思っております。地区計画も今、議員がおっしゃられたようなものが建てられないということでもないと思います。

どちらかという、これを見ていただくとわかりますように、やはり風俗営業といいますか、そういう類の事業所をはじめていくというものが、主なものになります。それから大きなスポーツ施設とか、場外の馬券売り場とか、そういうものを規制しておりますので、どういうものがこの後、必要かというのは今のところ見えないんですけども、今のところは地区計画もこのままで差し支えはないかなと思っております。

○9番（福永 啓君） 何か具体的な計画があると言っているわけじゃないんです。その11ヘクタールの後に、将来的なものですよ。これを見てみると、私は、条例は変更しなくてもいいような気がしているんです。そして何か、例えばこの中に水泳場、「じゃあ、国際水泳場をあそこに建てましょう」と、ありませんけど、そのように御船町に必要な水泳場だってあるわけじゃないですか。そういうときに10年後、20年後、変えるときに、「変更はこれはどこにあたるのかな、もしかしてここにあたるんじゃないの」というもの、だけど御船町としては建てたほうがいいよねというものがある場合は、この地区計画のみの変更でできるのか、条例もセットで変更しなければいけないのか、そのところをお聞きしたんです。わかりますか。

○建設課長（野口壮一君） 具体的なものかわからない中ですが、今の条例と地区計画は

いわゆるセットものになっておりますので、私の考えるところでは、両方とも改正の必要はないかなと感じております。両方とも改正といいますか、特別な手立てをしなければならいということではないと思います。

○9番（福永 啓君） 同じことの繰り返しになって申し訳ないんですけど、読むときにそう読めないところが幾つもありまして、例えばこれにはスケート場、水泳場とか書いてあるわけですね。例えばスケート場、あそこに将来的に国際的リンクを建てましょうとか、そうなった場合に、ここにかかってくるんじゃないですか。

ないですよ、そういうことは恐らくないかなと思いますけど、例えばあそこに大きなホテルが入ってきたら、ホテル建ててもいいよねって、町でそうなるかもしれないじゃないですか、10年後、20年後には。もしくはここに書いてある劇場、映画館。あそこにシネコンを造ったほうがいいよねという話に、町としてなるかもしれないじゃないですか。それはわからないことなんです。その際の手続論としてお聞きしているんです。わかりますか。

その際に条例は、それはどうも今回の改正の条例を見てみますと、そのところは条例改正じゃなくてものみ込んでいるような気がするんです。しかし、そこを具体的に規制しているのが、この都市計画のような気がしているんです。ですからそういうふうな、ここに制限にあたる可能性がある場合、だけど御船町としては建てたほうがいい建物の場合、その場合は条例を変えないで、ここだけ変えれば、それが盾で町長が判断とか、もちろん住民の判断もありますよね。あれば、変えられるようになるんじゃないんですか。それをセットで変えなきゃいけないということもないじゃないんですかという話をしているんですけど、わかりましたか。

○建設課長（野口壮一君） 今、議員がおっしゃったように、どうしてもそういう必要性が認められる場合には、地区計画の訂正で構わないと思います。

1つだけ、今回、準工業地域を張ったという経緯の中で、もともと、熊本県の区域マスタープラン、町のマスタープランについても、あそこが物流交流拠点ということになっていましたので、そういうものを踏まえたところで準工業地域というのを指定しているというところであります。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第75号、「御船町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第76号 御船町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第7、議案第76号、「御船町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（田上英司君） この条例の第10条第1項第1号の中に、特別の事情があると認める者に対してという文言があります。この条例そのものを否定するわけではないのですが、この特別の事情というのを御参考までに考えられる特別な事情、1つ、2つありましたら、御紹介いただきたいと思います。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

特別な事情があると認める者に対してとなりますが、特別な事情というものに対して、具体的例といいますか、近年、高齢者の方の入居も多くなってきております。そういった中で、身寄りがおられないとか、御友人がおられないとか、お知り合い等の保証人を頼める方がどうしてもいないという事例も出てきつつあります。そういったところを想定して、そういった方が保証人がとれないから、入居できないということができないようにという救済措置というか、そういった形でこの文言を入れさせていただいているということになります。

○5番（田上英司君） その中には、年齢制限というのはございますか。

○復興課長（島田誠也君） 年齢制限はございませんけれども、そもそもの町営住宅への入居の資格の中に、単身の場合は60歳以上とかそういった規定がありまして、そういった年齢

の制限はございますけれども、保証人がとれない場合の年齢の制限は、クリアされている
方であれば上限が何歳までとか、そういったのはございません。

○5番（田上英司君） 同様のことが、次に審議されます議案第77号にも同様な文言が入って
おりますが、同じように考えてよろしゅうございますか。

○復興課長（島田誠也君） はい。同様に考えていただいて結構です。

○5番（田上英司君） わかりました。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第76号、「御船町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につい
て」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第77号 御船町単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第8、議案第77号、「御船町単独住宅管理条例の一部を改正する  
条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第77号、「御船町単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につい

て」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第78号 令和元年度御船町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（池田浩二君） 日程第9、議案第78号、「令和元年度御船町一般会計補正予算（第8号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（福本 悟君） 1点だけお尋ねをします。今回、国の補正予算ということで、新たに地方債を2億円程度起こされていますが、本来であれば次年度、2年度に事業化されたと思うんですが、ここには何か町として大きなメリットというのを多分考えるかと思いますが、メリットについて説明を求めます。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

本来、国の補正予算、これは当初、私たちは令和2年度に予算計上する予定でした。ところが、国の補正予算に該当しましたので、前年度に前倒しをしたということになります。大きなメリットとしては、補助裏の起債です。実際、道整備交付金あたりが今回上がっておりますけれど、道整備交付金は、起債の充当率が新年度予算にのせた場合90%、なおかつ交付税が22%でした。ところがこの補正予算債、前年度に前倒しすることによって、起債の充当率が100%、なおかつ交付税措置が50%ということになります。これが大きなメリットになります。

○2番（井藤はづき君） まず、歳入からですけれども、議案説明書の13ページに地籍調査の事業費が減となっていますけれども、これは計画どおりの実行ができなかったということでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらは、事業の入札に係る減額という形になっております。

○2番（井藤はづき君） あと4点、歳出で質疑をします。歳出の13ページ、集落点検業務委託料の減額とありますけれども、この理由についてお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

13ページに集落点検事業ということで減額補正を行っております。本事業におきましては、水越中央区及び南田代第4区で実施しています事業となります。地区からの退出した人と共同によりまして、事業を実施する予定としておりましたが、水越中央区から退出した人たちと、水越中央区の住民との打ち合わせまでに至らなかったということで、なかなか中央区で合同での会議、それと計画にのせました事業ができなかったということで、その分を減額したということになります。

○2番（井藤はづき君） 次です。同じく13ページに、御船町移住支援事業補助金とありますけれども、この説明と、なぜ申請がなかったのかということの御説明をお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

100万円の減額をここで行っています。当初予想額の100万円で、満額そのまま全額減額したことになります。この事業は、該当者が東京23区に5年以上居住している人、または東京23区に5年以上通勤している人が、御船町に移住しまして熊本県が開催します「ワンストップジョブサイトくまもと」に掲載された企業に就職する、または熊本県の企業支援補助金の対象となった人が対象となります。

令和元年度において、対象者が全くいなかったということで、御船町にそれに該当する移住者がいなかったということで、県が主としてする事業でありまして、御船町はそれに対して4分の1の一般財源を使っている事業になっています。県でPRをしまして、御船町も東京の移住・定住フェアとか、そういうのでいろいろPRしましたけれども、最終的に申請者がいなかったということになります。

○2番（井藤はづき君） せっかく予算が付いてるので、有効活用できたらなと思って質問したところです。

次、90ページです。こちらに小学校の机、イスの入れ替えとありますけれども、この古いものというのはどうされるのでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 古いものにつきましては、まず地域の方にお譲りをしております。そのほか、程度のよいものについては一部学校で保管をし、残ったものについては最終的に各学校で処分をするということになっております。

○2番（井藤はづき君） もしも欲しいという方がいらっしゃったら、どのようにしたらよいのでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 中央小学校または小坂小学校にお尋ねいただければと思います。

○2番（井藤はづき君） 最後です。95ページに英検について出ていますけれども、英検受験者が少なかったというのはどうしてでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 例年、英検の受験者は第1回目5月に申し込みをして6月に受験するというのが、皆さんよく受験をしていただく時期になります。令和元年度につきましては、当初ではなく6月の補正で対応いたしましたので、それに間に合わなくて、今回の対象者は、第2回目、9月に申し込んで10月に受験した生徒さんのみが対象となりました。ただ、英検につきましては、今後とも生徒さんに学校の教職員等を通じてお声かけをして、なるべく受けていただくようお願いしていきたいと思っております。

○10番（田上 忍君） 予算書の7ページ、繰越明許費の中の土木費の中の住宅費、仮設住宅解体に伴う原状復旧事業とありますが、すべての借りたところ、今度解体するところ、原状復旧になるのでしょうか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

仮設住宅で民間の土地をお借りしているところを、原状に戻してお返しするというものになります。ほとんどが当初の借用時での契約書の中で、原状に戻すとか碎石を敷いたままでもいいですよとか、あとは畑に戻してくださいとか、それぞれ契約当初の打ち合わせの中で決まっているんですけども、そういったものをまた地権者の方と協議しながら、最終的に地権者の意に沿うような形で復旧をしていく予定にしております。

○10番（田上 忍君） わかりました。地権者の要望に応じてということですね。

それから、教育費の中で校内通信ネットワーク整備事業とありますが、これはどういうものか説明をお願いします。

○学校教育課長（西本和美君） 国が示しておりますGIGAスクール構想の補助金に対応するものとなっております。現在のインターネット回線を10ギガバイト（GB）に対応する高速回線に変えるというものと、もう1つ、国が1人1台タブレット端末を整備するというのを打ち出しております、タブレットを保管して充電をするという、それを整備する、そのための費用になっております。

○10番（田上 忍君） そうしますと、今度、学習指導要領改定に伴うICT教育環境の整備ということでよろしいですか。

○学校教育課長（西本和美君） それを支えるための下準備ということになります。

○10番（田上 忍君） わかりました。

続いて、予算説明書の歳出のまず24ページ。時間外手当が増えておりますけれども、その増えた理由はどういうことでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

15万円、今回増額しております。この議会終了後、年度末までに、経済センサスに伴います事務処理が発生します。取りまとめとかそういう形でどうしても時間外が必要ということで、今回、時間外15万円を増額しております。

○10番（田上 忍君） 続きまして、56ページ。PR用アイスの原材料費、これが減額となっておりますけれども、これは本当はもっとPRすべきところを、PRしなかったということでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらはアイスのイチゴの原材料費ですけれども、冷凍保存で保存ができたということで、その分が減額されております。

○10番（田上 忍君） こうやってPRをやったということで、効果のほどはどうだったと思われるですか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらは、熊本地震の農業復興ということで若手農業者が始めた事業でありまして、販売につきましては、昨年4月から交流センターの中のショップでお願いして販売をさせていただいておりますが、販売実績としましては1,440個。今のところ、29万5,650円の売り上げがっております。

○10番（田上 忍君） このアイスについては、今後もっともっと販路を拡大して、PRしていくということよろしいでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） 今後の展開としましては、県または町のイベント会場での試食宣伝会、それと県の福岡または東京事務所等でのPR活動ということを展開していきたいと思っております。

○10番（田上 忍君） これからも、どんどんこういうものが表に出ていってくれたらと思っております。

続いて、65ページ。サルの捕獲がなかったということですがけれども、実際、現状として

はサルは増えているのでしょうか、どうなのでしょう。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

サルの捕獲につきましては、水越地区、滝尾地区のほうで出沒し、農作物または収穫されたカボチャ等を持っていかれたとかいう被害がありますが、実際、サルは移動しますので、実際見かけたということで、駆除隊の方々にお願いしましても、実際そのときは違うところに行っているということで、なかなか現場で出会うことができないという状況になっております。

○10番（田上 忍君） いろいろ、サルの捕獲は難しいところがあるかと思えますけれども、今後いろいろ考えていかないといけないんじゃないかなと思っております。

続いて67ページです。緑の村の繰出金、減額されていますけれども、もっと何かやること、どうして減額されたのか、まずお願いします。

○商工観光課長（作田豊明君） この減額につきましては、今年の歳入もおかげさまで上がることができまして、その増減によって減額されています。やることはある程度予算化しまして、精いっぱいやっていってるところです。

○10番（田上 忍君） 今年度は十分にできたということでよろしいですか。

○商工観光課長（作田豊明君） 予算の後に、いろいろと心配をかけまして、シミュレーションどおりにドームハウス、星の森ヴィラも順調に上がりまして、ただ天候の関係で入場者の増は見込めませんでしたけれども、知名度は地域おこし協力隊の活動もいろいろ計画されておりますので、上がっているのが現状です。

○10番（田上 忍君） わかりました。

最後の質問になります。109ページ、工事設計の変更がっておりますけれども、この内容について説明をお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらにつきましては6カ所、上野地区、田代地区ですけれども、工事施工するに当たり、当初、設計の中で確認できなかった、例えば仮設道路の新設とか岩が出たとか、そういった追加事業が発生しましたための補正予算を計上しております。

○7番（森田優二君） それでは歳入ですけれども、11ページ。プレミアム付商品券です、これが1,200万円ほどマイナスになっております。具体的な理由はどのようなことでしょうか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

プレミアム付商品券につきましては、この臨時交付金、前回平成28年度にありましたが、第2段、消費税の増税によって今回やられていますけれども、実施上、非課税世帯が3,844名、それと子育て世帯が480名、計4,324名で対象者のほうに。非課税世帯は申請でありまして、3歳以下はそのままの施行をしておりますけれども、実施上、申請があったのは1,973名ということで、大体45.6%ということに結果的になっております。2月の終わりに商品券の販売が終わりまして、今、町内事業所でやっていますけれど、町長の町政報告の中で7,423冊、これは1冊5,000円ですけれども、これも含めまして3,711万5,000円ということで、相当当初の計画よりも申請がなかったということになっておりますので、そのための減額です。

○7番（森田優二君） 申請がなかったということですから、やっぱりこれは、では申請がなかったからそのまま経過をして、最終的にこれだけだったということですか。宣伝とかそういうあれはなかったのかなと思っていますが。

○商工観光課長（作田豊明君） これにつきましては、国の政策によって始まった事業で、国の広報でも。町の広報としましても、広報みふねあたりとかで回覧も回しまして周知はしていったところでございます。

○7番（森田優二君） 周知不足じゃなかったかなと思います。

次、25ページ。建物の売払収入ということで出ておりますけれども、これはみんなの家分とありますけれども、どのような方法で売り払ったのか、説明をお願いします。

○復興課長（島田誠也君） お答えいたします。

こちらの建物につきましては、甘木仮設団地に設置をされました、みんなの家になります。当初は6月議会で、地権者の方がみんなの家が建っている場所に自宅を再建されるということで、解体費を計上させていただきました。

その後、一般公募等の方法で何らかに活用する案はないかとかいう御提案もいただきまして、協議を重ねておりまして、地権者の方より、みんなの家を残して自宅が再建できるのであればということで、みんなの家を活用できないかということでお申し出がございました。

町としましては、個人の方にお譲りするのはどうかというところもございましたが、こちらは御船町の財産ということで、財団から寄附を受けた建物ということになっておりましたので、財団、熊本県にも協議をさせていただいて、被災者の方の住まいの再建に資す

る事業であれば個人の方への譲渡も可能ではないかという見解をいただきました。

町といたしましても、こういった処理で払い下げたほうがいいかということで、御船町行政財産の用途廃止及び財産処分に関する取扱要領に基づきまして、普通財産に変更した上で、通常であれば普通財産に戻すと一般公募というのが通例ではございますが、土地がその地権者の方の土地で、その土地の上に建っている建物ということで、普通財産に変更した上で地権者の方に有償譲渡することと取扱要領になっておりましたので、そちらで今回、固定資産評価額から町が支出するはずであった解体費用を除いたところで、今回売却をさせていただいたという経緯でございます。

○7番（森田優二君）　ということは、もともと貸してもらっていたところに、財産として今度は逆に売り払ったということですね。公募とか何とかなの財産に1回取得したけれども、そういうことでやったということですね。わかりました。

歳出ですけれども、84ページ。ここに備品購入費で80万円上がっております。3月補正ですけれども、分団旗の購入となっておりますけれども、もうちょっと詳しく説明してください。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

この分団旗につきましては、各分団が保有保管をしている分団旗です。今、8分団ございます。この分団旗におきまして老朽化が相当進んでいるということで、町としましては更新の予定を考えておりました。その中で一般の方から、一般寄附という形で町のために役立てていただきたいという寄附のお申し出がっております。そして今回、補正予算にも一般寄附で計上しておりますけれども、その中で町で一番有効に使えるとかいうことを考えたこともありまして、今回、次年度予定していた分団旗を新しく更新するというところで、今回補正予算に上げております。それと通常点検が4月に行われるということで、できればそこまで間に合わせたいということで今回の補正という形で提案をさせていただきました。

○7番（森田優二君）　分団旗の場合は結局バラバラでした。今回は統一ということで。ただ今の時期に補正で上がって間に合うのかなというのがちょっとあったものですね。そこらあたりは点検はないんですけれども、十分間に合うということでいいですかね。

○総務課長（藤野浩之君）　納期については、年度内に納品できます。

○7番（森田優二君）　あと1つです、107ページ。ここに積立金で、恐竜博物館の基金積立

金が上がっております。これを見ると、特別展の収入をそのまま積み立てするということになっておりますけれども。まずその前に、ちょっと確認だけさせてもらいたいと思います。特別展は、職員の給料また電気代とかは入っているんですか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

特別展に関して、人件費が入っているのかということですが、会場案内でアルバイトを雇った分は人件費として計上しておるところです。職員につきましては、特別展の中では計上をしていません。

○7番（森田優二君） 特別会計で、一般会計からの繰り入れについては、収益があったときは戻すべきじゃなかろうかという質問をしたことがあるんですけれども、この特別展も今おっしゃるように、職員分とか恐らく電気代とか何かも入っていないと思います。このうちの例えば500万円あれば100万円積み立てするとか、ほかは一般会計で処理するとか、そういうふうに考えていかないと、収入が特別展で上がったからそのまま積み立てをするというのは、私はいかななものかと思っておりますけれども、そこらあたりのお考えはどうでしょうか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

必要な経費の部分を特別展の収入から引いたところで入れられないかということですが、そこまですみません、認識が至っておりません。現状、こういう形での積み立てをしておるところです。

○7番（森田優二君） 結局、この場で言ってもなかなか答えられないと思います。特別展に関しては、今まで委員会の中でそういう提案というか話し合いがあってありました。ここ2年ぐらいはあっておりません。特別展ですので、常任委員会でそういうのを提案しながら、そして決算はこうでしたという報告をしながら、していったがよいと思います。

いずれにしても、今回これを修正かけろということは無理と思っておりますけれども、今後の課題として、そこはきちんと考えていってほしいと思います。

○教育長（本田恵典君） 基礎の内容を、しっかり考えまして、今後、委員会で審議をしてもらいたいと思います。ありがとうございました。

○議長（池田浩二君） お諮りします。

ここで10分程度、休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。11時10分まで休憩いたしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時57分 休 憩

午前11時10分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） 3点ほど質疑をします。1点目、歳入説明書の7ページですけれども、天君ダムの管理負担金が減額されております。これは各町から御船町がもらう金が減ったということですが、理由は何でしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

令和元年度におきまして、ダムの診断調査を行っております。その中でテレメーターの更新とか、大きい事業が当初では計上されておったんですけれども、県から指示がありまして当面見送るということになりましたので、そちらの事業費の減額がこちらの負担金に関連してきているという状況になっております。

○1番（中城峯雄君） その診断は、令和2年度の予算に上がっていますよね。それは予算書で聞きますから、よかです。

私が聞きたいのは、こういった管理負担金、各町からも負担がありますよね。熊本市が10%、嘉島町が38.7%、益城町が9%、逆算しますと御船町が42.3%。一番、負担額が大きいんですよね。また、所在も御船町にあります。ダム機能は低下しております、62%程度に低下しておりますと言われましたか。調査をされた結果を、こういった形で県にお伝えされているのでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらは県の管理施設となっておりますので、県の診断が行われたのが、県にも資料が行っております。その中で優先順位と言ったらおかしいんですけれども、最優先で行うところはやって、先ほど申しましたテレメーターの更新等においては、次年度か翌年度、まだ見送りますと指示が出ておりますので、今やるべきところは最低限でやっているという状況です。

○1番（中城峯雄君） テレメーターが何をするかはよくわかりませんが、要するにダ

ム機能が62%と、100%が4割は減っている、機能が落ちていきますということですから。これはやっぱり御船町がリーダーシップを取って、県に何とかしてくださいということは、副町長にぜひお願いをしたいんですけれども、おられるうちによりしくお願いします。上から下までしないと、どうにもならないです。そういうことで今後の取り組みの強化を切にお願いをいたします。

それともう1点、同じ歳入ですけれども26ページ。財政調整基金が1億5,100万円減額されておりますけれども、これは説明のときに財源調整に伴っての減額というお話がありましたけれども、財源調整というのはどういうことでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今回、ふるさと応援基金、ふる納税に対する寄附額です。これが当初は1億円ぐらいで予算化しましたけれども、実際、今現在6億7,000万円という私たちの想定より多く集まったということで、このふるさと応援基金を活用することによりまして、この財政調整基金の取り崩しが抑えられたという意味です。歳入歳出で足りない分は、大体、財政調整基金とか繰越金あたりで財源を補填していますけれども、その分、ふるさと応援基金を充当することによって、財政調整基金が抑えられたということで、今回、積み戻したという形になります。

○1番（中城峯雄君） 野口課長、矢形川の草刈りにこだわって申し訳ないんですけれども、歳出の76ページです。護岸雑草処理工事、当初60万円で予算を組んであったのが10万円減額になっております。落合、上高野、下高野、甘木の4地区、60万円です。これはどういう理由で減額になったのか教えてください。

○建設課長（野口壮一君） 熊本県と御船町の中で、御船町の域内にある矢形川の護岸雑草処理の委託が締結をされております。この契約書の基本となる部分で、熊本県は予算の範囲内ということで記述がされております。当初60万円で予定をしていたところなんですが、熊本県から50万円という額の提示がありました。

今言われた4地区の方々についても、実際作業は行っているわけなんです、熊本県からの提示額を10万円減らされた50万円でそれぞれの除草面積等を勘案したところで、今回、今年度で対応するという形になっております。

○1番（中城峯雄君） 懸念するのは当初60万円ということで各農家の方、地区と当初約束をしていますよね。委託契約しているんでしょ。それは金額も設定しているんじゃないんで

すか、60万円の範囲内。だから、その方たちがちょっと削られたという思いになっても
らうと困るんですが、いかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 実際、作業をされておられる方々に、この金額については、やっぱり熊本県からの委託金という形で、変動がありますというのを、担当から直接、それぞれの該当者には説明をしてあります。いつも議員が言われますように、今までも30万円から60万円に上がったとかいう変動があっておりますので、その辺で実施されている方々にも金額の変動というのがありますということで言っております。年度末で、それぞれの方々への今、お支払いに向けての準備をしているところであります。

○1番（中城峯雄君） 何かね、60万円を10万円減額して、そういうことは町から何も言わないんですか。10万円減額して、それはちゃんと言ってくださいよ、そういうことは。現状は、皆さんちょっとあてにしておいて、今、農家の方とか、甘木と下高野、これはちょっとでも補助金がもらえるよねということで、トラクターの後ろにいい草刈り機をするのがあるんですね。それを購入して、きれいに切っていますよ。今、見られませんか。だから、今後はそういったこともできるんですよ。その補助金を少しでももらえるようになったから、恐らくそれを期待して買っておられますよ。だから、そういったこともやっておりますので、本当、行っておられると思いますけれども、ずっと上から下まで見て、私は散歩のコースだから毎日行きますけれどもね。

そういったこともちゃんと考慮しながら。何回も切っております。そんなに切らなくていいよって言うぐらい切っていますよ、甘木、下高野、上高野までは。落合がですね。地区名を言うといけないけれども。だから、それは国ですよ、お願いしないといけませんよ。あそこの地区は歩けませんからね。特定の地区を言うといけませんけれども、実際あそこをずっと歩いてみられるとはっきりしていますので、よろしくお願いします。

○9番（福永 啓君） 何点か質問いたします。まず、補正予算歳出説明書3ページ。財政調整基金の積立金ですが、今回700万円ほど減額になっております。現在、現時点で財政調整基金の積立額は幾らになっておりますでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

これは、令和元年度末で約8億円の基金残高ということで想定しております。

○9番（福永 啓君） 了解いたしました。

次、10ページ。地方バス運行補助金が減額され、一方、コミュニティバスは増額補正が

なされております。これですが、普通に考えれば地方バスはお客さんが増えて、コミュニティバスはお客さんが減ったともとらえられるし、もしくは想定しているほど減らなかった、下げ止まったということもあります。この理由をお聞かせください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、地方バスについてですけど、この地方バスの運行補助金はバスの運転手不足によりまして、路線バスの運行に支障を来したため、ダイヤ改正によりまして約10%減ったということに基づきまして、今回、経費が安くなったということで減額になったということです。

それと、下のコミュニティバスは増額になっております。料金収入の減によりまして、損失補填額が増えたことが大きな要因となっております。実際、コミュニティバスの利用者数ですけども、当初想定人数から約1万7,000人減っております。料金の収入減によりまして町の補填額が増え、今回補正を上げたということになります。

○9番（福永 啓君） 何か減額の中でも一番悪い理由の減額でしたよね。不便になって便数が減ったおかげで、計算上の減額となりました。結局、乗っている人も少なくなったわけなんです。少なくなって減額。これもまた予算でも言いますけれど、これはやはりいつかきちんと考えていかないと、もう限界にきていますよ。検討、検討ではなくて、何らかの手段を、手を打つ時期にきていると間違いなく言えると思います。

次、12ページ。移住コーディネーターの報酬や移住コーディネーターの費用弁償等がございます。今年、移住コーディネーターが入られて、移住・定住施策に対して一歩足を踏み出された御船町なんですけど、移住コーディネーターは実際どのようなお仕事をされてどのような成果があったのか、お願いいたします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

本年度より、この移住コーディネーターを、御船町で雇用しております。移住コーディネーターは、移住相談会に積極的に参加しましたことによりまして、移住相談件数が29組34人と、昨年度実績11組11人に対しまして18組23人は増えております。また、相談者全員にその後、手書きでお礼の手紙を送ったり、メール等でいただいた御質問に対しまして資料を添えて回答するとか、きめ細かな対応をしたところであります。

移住相談者のうち、実際、御船町に訪れた方が4名いらっしゃいます。御船町を訪問した4名のうち、1名はおためし移住ハウスを1カ月ほど利用されました。また、それ以外

の1名の方は、御船町のことを大変気に入られまして、御船町の地域おこし協力隊に応募されております。令和2年5月1日付けで採用する予定としております。

○9番（福永 啓君） 実際、移住につながったという例もあるみたいですし、また移住につながりそうだと、相談があつてということもあると思います。何回も言いますが、本当に1人つなげるだけで町として数百万円、恐らくそれ以上の財政的収入がある、見返りが求められる事業だと思いますので、移住・定住に関しましてはなお一層努力をお願いしたいと思います。

続きまして、79ページ。これは解体工事が予定数より減ったということで、減になっておりますが、この理由は、もう移転していただいたんだけど解体できなかったということか、移転できなかったのか、そのあたりの理由はどのようになっていますか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

平成31年度の当初予算におきましては、住宅の解体戸数は14戸と見込んでおりました。なかなか住み替えが進まずに、解体できる戸数が減少したということになります。実績としては、令和元年度4戸の解体にとどまっております。住み替えに応じた入居者の世帯も7世帯ほどございましたが、住み替えの時期が12月以降ということで、住み替えの時期が遅くなったことも、年度内に解体ができなかった理由、また住み替えられたところが長屋タイプです、2つがつながって1棟となっているものは、片方に入居者がおられれば、その1棟を壊すことができない状況もあるというところでございます。

○9番（福永 啓君） 再三また議会で申し上げておりますので、これをもちまして、超老朽化住宅ですよ、戦後すぐ建てられた築60～70年、それは今現在、何戸、入居者がいらっしゃるということになりますか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

現在は、木造で耐用年限をはるかに超えているという住宅が、戸数としましては34戸残っております。それに入居されている方が、まだ29戸あるという状況です。

○9番（福永 啓君） これについては一般質問しましたから、ぜひ一緒に頑張っていきたいと思います。

先ほど森田議員からもありましたが、82ページですが、解体工事、これが減額になっていきます。これも、そもそもお金を払おうとしていた、支出しようとしていたんですよ。それが手続によって支出ゼロになったと。そしてプラス、売却益が出たということですが、

そもそも、それは全額、何の補填もない一般財源でやろうと思っていたことですか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

解体費、計上しました124万7,000円につきましては、すべて町の一般財源で行う予定でした。

○9番（福永 啓君） とすると120何万円です、その手続によって一般財源で丸々浮いたということになる。このような例、節約方法というのはほかにもあると思うんですよ。町民のサービスを一切下げずに、そのような工夫、皆さんの努力で一般財源が少しでも予算で上がってきた中で増えているというのは、大変喜ばしいことだなと思います。ぜひそういう努力は続けていただきたいと強く思います。

続きまして、88ページ。ここに学校施設長寿命化計画策定業務と入札残高が出ております。ということは、作業が終わったのかなと思いましたが、これは策定計画業務が完全に終了したと、長期契約が出たということでよろしいですか、とりあえず。

○学校教育課長（西本和美君） 当初、3月13日までには納品をお願いしておりましたが、コロナウイルス感染防止のため、会社自体が3月3日から閉鎖となっておりまして、今月27日頃をめどに、納品いただく予定となっております。

○9番（福永 啓君） 内容については、大体、了解されているかなと思うんですが、この長寿命化計画というのは、今は全部そうですよね。道路にしろ、橋梁にしろ、住宅にしろ、国から何らかの補助金をいただく事業の場合は、ちゃんと本当にそれが必要なの、建て替えが必要なの、それとも長寿命化でいけるのというのを、きちんとした後にやってくださいということになってくるかなと思います。

今回の長寿命化計画を経て、修理・修繕対応ができない、これは将来的に何年後かには必ず建て替えをしないとイケないねという学校施設は出てきたんでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 今回の長寿命化計画内で、建物の劣化状況を確認してあります。その中で議員がおっしゃっているような早急に建て替えが必要という建物はございませんでした。

○9番（福永 啓君） わかりました。よかった。

そして107ページ、積立額。先ほど森田議員から関連しているんですが、まずこれもちまして、今回の補正予算をもって、恐竜博物館振興基金の積立額の総額は幾らになったんでしょうか。また、その基金は平成25年に創立されております。それからの積み立ての

実績及びこれまでの用途、今後はどのような用途で使おうとしているのか、御説明をお願いします。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

現時点での恐竜博物館振興基金の積立額ですけれども、1,531万237円となっております。これまでの基金からの繰り出しの実績ですけれども、博物館の事業推進を目的とした平成30年度のモンタナ州立大学附属ロッキー博物館との連携事業に30万5,000円を繰り出してあります。

今後の用途の予定ですけれども、博物館の振興基金は将来、必要となる展示の更新であったり、展示の資料の入手を想定し、基金の積み立てを行っていくことを考えております。現状では先ほど申しましたように、モンタナ州立大学、ロッキー博物館との連携事業を想定しているところですが、また恐竜の発掘調査も検討すべき課題と認識しておりますので、そちらに向けて積み立てを行っていければと考えております。

○9番（福永 啓君） 平成25年から短いので年度別でお願いします、この土地は幾ら。そして今の1,531万円というのは、今現在はそうであって、この補正予算を入れたら、これに2,000万円になるということでしょうか。お願いします。

○社会教育課長（沖 勝久君） すみません、年度別の積み立ての実績の資料を持ちませんので、後ほどでよろしいでしょうか。

○9番（福永 啓君） それと2,000万円は。

○社会教育課長（沖 勝久君） それを含めて後ほど、はい、すみません。

○9番（福永 啓君） 現時点だから、どっちが、これは予算が認められたことをもって1,500万円とおっしゃったのか、それが含まれていないのかですね。もちろん、平成25年からずっと出していればすぐわかることですので、これまでは30万円しか出していないということですよ。

それと確認ですが、先ほどの議論の中でもあったんですが、今までおおよそそういう特別展の差益です。利益ではなく、収益ではなくて、差益を積み立てに回していらっしゃるとなっているんですけど、その際、町の一般財源から支出した分もこれに含まれております。だから、それを全部これに積み立てるのはおかしいのではないかという議論があったと思います。

それは、そもそも社会教育課から起案されるわけですよ。これをこれだけ積み立てたい

と思いますみたいな予算要求まで見立てた形で起案されて、それを、これって適当だからと言って審議をする。これは一般会計ですので、そしたら、これが適当と認めたという係は、企画とか総務とかになるんじゃないんですか。そして、これを最終的に教育委員会決裁ではなくて、町長決裁になるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

積立金につきましては、総務費の中の財産管理費の中で管理をしております。いろんな基金が幾つかあっております。その分の運用益、利子あたりは、歳入歳出の中で対応しているところです。また、基金につきましては、それぞれ目的があるということで、そこは財政当局と打ち合わせながら、運用していくという形になるかと思います。

○9番（福永 啓君） 基金は条例の中にも書いてありますとおり、財政で恐らくこれは適当だよ、これは一般会計に繰り入れるわけ、一般会計から支出するわけですから。財政でこれは適当だよという認可をする係は、そっちじゃないかなと思ったんですが、最終的に財政じゃないかと思ったんですけど、いかがでしょうか。坂本課長。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今、総務課長が言われましたように、財産の管理は総務課でしていますけれど、それに基づく途中までの協議あたりは、今回、この議案の中でもいろいろ質問が出ましたように、光熱水費あたりはもう含まれていますので、その分を差し引いたもので積み立てた方がいいんじゃないかと。これも含めたところで今後、各教育委員会から上がってきたときは、協議してまいりたいと思います。

○9番（福永 啓君） ですから、さっき沖課長が非常に苦慮した答弁をされていたんですけど、課として上げるのはそれは当然かなという、予算要求とともにですね。そこを判断されるのはそちらであって、最終的に町長であると思いますので、そのあたりは今後、今の議論を踏まえた判断をお願いしたいと思います。

○4番（福本 悟君） 2点ほど確認をしたいと思います。歳入予算の説明書8ページ、上のほうになりますが、4目の土木使用料の中の住宅使用料の説明名称のところですけども、文言で収納率減のためということで、まず1点、その説明をお願いします。

○復興課長（島田誠也君） お答えいたします。

今回、減額の補正となっております。当初予算の時点に比べまして調定額、それから収納率です、当初予算で想定をしておりました収納率より下回るというところで、収納率の

減と記載をしております。

○4番（福本 悟君） わかりました。

あと1点ですけれども、歳出予算説明書の112ページ、災害復旧費の中の4目の住宅耐震化事業の賃金ですけれども、説明に臨時職員を雇用しなかったために要求額132万8,000円、満額落ちています。ここの説明を求めます。

○建設課長（野口壮一君） 建設課の維持管理係への当初予算で臨時職員1名分の賃金を予算化していたわけですが、昨年4月の人事異動で正職員が1名増員になっておりましたので、臨時職員を雇用しなかったということで、今回減額をしているという形になります。

○4番（福本 悟君） 確認ですけれど、こう見ると応募がなかったのかなと読めますけれども、これは違いますでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 応募がなかったということではありません。先ほど説明しましたように、正職の増員により今回減額をしているということになります。

○6番（増田安至君） 歳出の予算の説明書の77ページ、急傾斜地の崩壊の対策事業負担金。負担金がマイナスになっていますけれど、この辺の説明をお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 熊本地震の影響で急傾斜地、いわゆる崖地が10メートル以上の被害を受けているところにつきましては、熊本県で対策の事業が行われます。具体的には小坂の左岸側です。小坂橋を左岸に渡っていただいて、左手に法枠工が見えていると思いますけれど、現場はそこになります。

当初は事業費を8,000万円で熊本県から見込んでくださいということで予算化していたわけですけれど、県からの実績の確定額が4,512万5,000円ということで、その市町村負担金20%ということになりますので、その分で今回減額をいたしております。県は熊本県の土木部の河川港湾局の砂防課になります。

○6番（増田安至君） 了解しました。

説明書の89ページの小学校のLANの設備工事の件ですけれども、今回の工事はLAN、ローカルエリアネットワークの工事までということで理解していいと。

○学校教育課長（西本和美君） そうです。今、引いているLANを高速回線のLANに引き直すというものです。

○6番（増田安至君） 先ほど、タブレットを全児童に配布するという話があったと思うんですけれども、ローカルエリアネットワークを引いて、5ギガの高速通信環境に置くという

ことで、話になるんですよね。そうなったときにW i - F i という環境には、なるかならないか。その辺はいかがですか。

○学校教育課長（西本和美君） 現在もアクセスポイントを活用したW i - F i を活用しておりますので、現実的にはW i - F i 利用ということになると思います。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第78号、「令和元年度御船町一般会計補正予算（第8号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第79号 令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）  
について

○議長（池田浩二君） 日程第10、議案第79号、「令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（井藤はづき君） 歳入予算説明書の34ページです。特別徴収の補正で、決算見込額がゼロ円というところが何箇所かあるんですけども、これはどういうことを示すのでしょうか。

○町民保険課長（宮崎尚文君） お答えします。

介護納付金の現年課税分特別徴収、この特別徴収の額がなかったということです。年金からの特別徴収がなかったということです。

○2番（井藤はづき君） 予算の段階では2,000円付いていたということですけども、もうち

よつと説明をお願いします。

○町民保険課長（宮崎尚文君） お答えします。

当初、特別徴収で2,000円入るかなと見込んでいた部分が、実際は年金からの天引きはありませんでしたということです。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第79号、「令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第80号 令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（池田浩二君） 日程第11、議案第80号、「令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（井藤はづき君） 予算歳入説明書の46ページに、人生百歳クラブの参加者が予定よりも増えているようですけれども、この事業についてどう評価されていますか。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

人生百歳クラブは、田代西部地区で取り組んだ事業になります。平成28年度に実施した、健康と暮らしの調査で、閉じこもりの割合や笑う機会が少なくなった、よくうつの傾向が高いということを地域課題として田代西部地区を介入地域として決定して、平成30年度から取り組んでおります。熊本県の中山間等地域ケア推進事業という県の補助事業10分10の

事業を使って、介入をしました。

この事業で、平成30年度には地域の方々とワークショップを行って、地域の課題などを確認しました。介護予防サポーターを田代西部地区で養成をして、16名の方が支え手となる介護予防サポーターになっていただきました。その方々を含めて、令和元年度に7月からだったんですけれども、事業開始をして、予定を上回る参加者の数となっております。月に1回の教室ですけれども、それまで公民館を活用した地元のお祭りなどがなかったんですけれども、そういうお祭りの再開などもして、人と人のつながりができた事業になったかと思っております。詳しい評価は、令和元年度に実施しました健康と暮らしの調査によって評価をしていきたいと思っております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第80号、「令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第81号 令和元年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）  
について

○議長（池田浩二君） 日程第12、議案第81号、「令和元年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。



討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第81号、「令和元年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第82号 令和元年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（池田浩二君） 日程第13、議案第82号、「令和元年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第82号、「令和元年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第83号 令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について

○議長（池田浩二君） 日程第14、議案第83号、「令和元年度御船町公共下水道事業特別会計

補正予算（第5号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） 予算説明書の150ページに委託料があります。公共下水道事業全体計画見直しということですが、まずこの事業の内容と、あといつ完了したかをお願いします。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

公共下水道の全体見直しですが、ここは小坂地区の今現在、コストコの誘致の部分の計画の変更を見直すというもので、3月に完了する予定です。

○10番（田上 忍君） これは小坂地区だけのことですか。町全体じゃなくて。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

全体見直しとしておりますけれども、これは小坂地区についての計画見直しということです。

○10番（田上 忍君） 私は全体計画とあるから、御船町全体のことを全部見直したのなかつ思ったんです。ほかにも見直さなくてはいけない地区ありますよね。ありませんか。

○環境保全課長（緒方良成君） この計画の見直しというのは、部分的に見直しをしていくものですから、今現在のところ小坂地区ということで限定して見直しをいたしました。全体を見直すと問題点もありますが、現在のところ、小坂地区を変更したところです。

○10番（田上 忍君） 今後、そうやって見直す地区の計画があればそれを教えてください。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

今後の計画については、また検討しながら、一般質問等でも説明をしましたが、問題を整理しながら今後進めていく予定です。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第83号、「令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第84号 令和元年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算
(第3号)について

○議長（池田浩二君） 日程第15、議案第84号、「令和元年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第84号、「令和元年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第3号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第85号 令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（池田浩二君） 日程第16、議案第85号、「令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○7番（森田優二君） 説明書の最後のページですけれども、委託料があります。直営で実施するために委託料の減となっておりますけれども、これは職員ですと理解していいんですか。説明をお願いします。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

これまでは、測量設計に関しましては、業者に委託しておりましたが、積算関係のシステムが来年度から導入予定になりますので、今年度のこの委託というのは来年のためのストックのための測量だったんですが、もうそういう環境が整うということで、それと職員の技術というのが上がりましたので直営で実施するという事で減額しております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第85号、「令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第4号）」について」を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時59分 散 会